平成２３年（フ）第１１８０４号
埼玉県さいたま市北区日進町３丁目760―２
債務者　加藤　千鶴
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８０６号
東京都世田谷区梅丘１丁目３―14―105
債務者　吉田　京子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８０８号
神奈川県横浜市鶴見区栄町通３丁目26―２―102
債務者　河内　　徹
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８２２号
千葉県千葉市花見川区長作台１丁目２―34
債務者　栗原　秀暢
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８２５号
東京都練馬区石神井町５丁目５―７　６ホワイトハイツ石神井公園208
債務者　引地　美奈
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８２８号
東京都墨田区立川２丁目11―５―502
債務者　林　まゆみ
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４号
熊本県八代市古閑中町1089番地24
債務者　金瀬　悦夫
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第１９１８号
横浜市瀬谷区下瀬谷２丁目12番地16　富士見ハイツ102
債務者　田中　信子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５００号
川崎市川崎区塩浜３丁目11番19号　開真第２ビル306
債務者　佐藤　貴雄
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
熊本県阿蘇郡高森町大字高森1970番地５
債務者　三森　満成
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２３年（フ）第１１７６１号
東京都豊島区上池袋１丁目10―６―703
債務者　浅倉　一久
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８０１号
東京都江戸川区西篠崎２丁目19―９　エクセル９　915
債務者　寄木　正子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４９号
静岡市駿河区桃園町25番11号　杉山ハイツＣ―１号、旧住所静岡市駿河区青木788番地の１
債務者　佐野　和雄
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９１号
青森市大字大野字山下81番地１　ドゥミマーレＫ203号
債務者　升沢　　勉
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７７号
石川県能美市佐野町オ35番地、住民票上の住所石川県金沢市野町５丁目６番８号
債務者　澤田ヨシエ
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月10日午後２時
金沢地方裁判所小松支部